



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

**規 則**

- 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (職員厚生課) ..... 1

**告 示**

- 土地改良区の定款の変更の認可 (村づくり計画課) ..... 2
- 区営土地改良事業計画変更の認可 (村づくり計画課) ..... 2
- 村営土地改良事業施行の同意 (村づくり計画課) ..... 2
- 民有保安林の指定の予定・2件 (森林緑地課) ..... 2
- 民有保安林の指定の解除の予定 (森林緑地課) ..... 3
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定・2件 (水産課) ..... 3

**公 告**

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民生活課) ..... 4
- 貸金業者の所在等を確認することができない旨の公告 (県民生活課) ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了・3件 (建築指導課) ..... 4
- 宅地建物取引業者に対する免許の取消し (建築指導課) ..... 5

**教育委員会事項**

- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認 ..... 6

**正 誤**

- 平成20年11月25日付け公報第3709号中訂正 ..... 6

## 規 則

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県規則第63号

#### 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (昭和47年沖縄県規則第162号) の一部を次のように改正する。

第2条の5に次の1号を加える。

- (5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護 (継続的に又は反復して行われるものに限る。)

ア 孫、祖父母及び兄弟姉妹

イ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

**附 則**

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条の5の規定は、平成20年4月1日から適用する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第2条の5の規定は、平成20年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

---

**告 示**

---

**沖縄県告示第718号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年12月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良区の名称 伊是名村土地改良区
- 2 認可年月日 平成20年12月3日

---

**沖縄県告示第719号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、区営土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年12月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 伊是名村土地改良区
- 2 地区名及び事業名
  - (1) 地区名 伊是名村地区
  - (2) 事業名 土地改良事業（維持管理）
- 3 認可年月日 平成20年12月3日

---

**沖縄県告示第720号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり村営土地改良事業の施行を同意した。

平成20年12月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 北大東村
- 2 地区名及び事業名
  - (1) 地区名 見張地区
  - (2) 事業名 土地改良事業（区画整理・農業用排水施設）
- 3 同意年月日 平成20年12月3日

---

**沖縄県告示第721号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成20年12月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定予定保安林の所在場所 中頭郡西原町字我謝前川原315番（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 土砂崩壊の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

---

#### 沖縄県告示第722号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成20年12月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定予定保安林の所在場所 座間味村字阿真大河良880番・881番・882番

- 2 指定の目的 水源のかん養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

---

#### 沖縄県告示第723号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成20年12月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡南大東村字北1番10・1番26・1番27・1番46・1番48・1番49（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備

- 3 解除の理由 漁港施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

---

#### 沖縄県告示第724号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、名護加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成20年12月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

---

## 沖縄県告示第725号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、池間加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成20年12月12日

沖縄県知事 仲井眞弘多

---

**公 告**

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成21年1月27日まで縦覧に供する。

平成20年12月12日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成20年11月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人うちなあぐち会
- 3 代表者の氏名 久高 将輝
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市胡屋七丁目6番16号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県民に対して、しまくとぅばに関する事業を行い、保全・継承・調査研究・普及・しまくとぅば講師養成など、社会に寄与することを目的とする。

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項の規定により、次の貸金業者の営業所及び事務所の所在地並びに所在を確認できないことについて公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、同項の規定により貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成20年12月12日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 (1) 商号又は名称 ベンチャー企画
- (2) 氏名又は代表者の氏名 宇良善光
- (3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県読谷村字長浜1310番地の2
- (4) 登録番号 沖縄県知事（6）第01646号
- (5) 登録年月日 平成18年4月10日
- 2 (1) 商号又は名称 エースプランニング
- (2) 氏名又は代表者の氏名 伊佐究
- (3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県浦添市伊祖二丁目2番1号レモンビル3-3号
- (4) 登録番号 沖縄県知事（1）第04082号
- (5) 登録年月日 平成19年5月1日
- 3 (1) 商号又は名称 K, プラン
- (2) 氏名又は代表者の氏名 上原健太郎
- (3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県那覇市宇栄原1丁目1番25号M・AアパートB号室
- (4) 登録番号 沖縄県知事（1）第04118号
- (5) 登録年月日 平成19年11月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年12月12日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成20年2月8日 沖縄県指令土第60号、平成20年8月6日 沖縄県指令土第745号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字為又1219番46ほか1筆
- 3 公共施設
- (1) 種類 道路、公園
- (2) 位置及び区域 次の図のとおり(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 名護市字為又864番地5 株式会社JUN企画 代表取締役 津波順子
- 5 検査済証番号 平成20年12月2日 第2675号
- 6 工事完了年月日 平成20年11月8日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年12月12日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成18年6月9日 沖縄県指令土第638号、平成18年10月30日 沖縄県指令土第1018号(変更)、平成20年10月27日 沖縄県指令土第900号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 読谷村字牧原1番地ほか245筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市泉崎1丁目21番13号 沖縄土地住宅株式会社 代表取締役 竹野一郎
- 5 検査済証番号 平成20年12月2日 第2676号
- 6 工事完了年月日 平成20年11月5日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年12月12日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年12月19日 沖縄県指令土第932号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字小那覇1266番及び1192番1
- 3 公共施設
- (1) 種類 道路
- (2) 位置及び区域 次の図のとおり(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 浦添市仲西二丁目4番21号 沖縄製線株式会社 代表取締役 比嘉盛一
- 5 検査済証番号 平成20年12月2日 第2677号
- 6 工事完了年月日 平成20年11月4日

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第66条の規定により、同法第3条第1項の規定による免許を取り消した。

平成20年12月12日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 宅地建物取引業者の商号及び代表者氏名 中頭宅建 阿波根弘
- 2 事務所の所在地 北谷町字桑江589番地16

- 3 免許年月日及び免許証番号 平成6年12月26日 沖縄県知事(4)第2954号  
 4 免許の取消し年月日 平成20年11月21日

## 教育委員会事項

### 沖縄県教育委員会告示第25号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例(平成18年沖縄県条例第72号)第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成20年12月12日

沖縄県教育委員会

委員長 伊 元 正 一

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館  
 2 指定管理者  
 文化の杜共同企業体  
 代表者 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄文化の杜  
 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄タイムス社  
 浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業  
 3 観覧料を承認した期間 平成21年1月9日から同年3月1日まで  
 4 観覧料の額  
 企画展 「発掘された日本列島2008」及び「沖縄考古学ニュース」

区 分		観覧料の額(1人につき)	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	450円	360円
	大学生及び高校生	200円	160円
	中学生及び小学生	100円	80円

#### 備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者(小学校就学の始期に達するまでの者を除く。)をいう。  
 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。  
 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。  
 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体の観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

## 正 誤

平成20年11月25日付け公報第3709号掲載の「新石垣空港整備事業に係る事後調査報告書の縦覧」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
7	上から14	平成20年11月26日から同年12月25日まで	平成20年11月25日から同年12月24日まで

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円